

川崎市公告第992号

生活文化会館基礎調査その他業務委託の業者選定に関する公募型プロポーザルの実施について、次のとおり公告します。

令和8年6月23日

川崎市長 福田 紀彦

1 公募型プロポーザルに関する事項

- (1) 名称 生活文化会館基礎調査その他業務委託
- (2) 業務の内容
 - ア 基本情報や課題の把握・整理
 - イ 劣化調査等
 - ウ 配管調査
 - エ 劣化状況を踏まえた将来修繕コストの試算及び修繕時期の算出
 - オ 効果的な建替え時期等の整理
 - カ 諸室・機能・他施設の利用状況の実態把握
 - キ 打合せ・資料作成支援等
 - ク 報告書の作成
- (3) 委託期間 契約の日から令和9年3月31日まで

2 提案書の提出者の資格

応募者は、単体の企業で次の各号の全てを満たすものとします。

- (1) 川崎市の競争入札参加資格を有し、令和7・8年度の川崎市業務委託有資格業者名簿において、業種12（建設コンサルタント）・12（都市計画及び地方計画部門）に登録されている者。

※ただし、参加意向申出書（様式1）及び実績表（様式2）提出時に川崎市業務委託有資格業者名簿の登録申請に係る所定の書類を提出し、同等の資格を有すると認められた場合は、落札後に登録することを前提として登録されている者と同等に扱います。

- (2) 次の条件を全て満たしていること。

ア 本市又は他官公庁の公共建築物の劣化調査について、平成28年度以降に履行完了した実績を1件以上有すること。

イ 本市又は他官公庁の公共施設の利用状況の実態調査について、平成28年度以降に履行完了した実績を1件以上有すること。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立がない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立がない者。

エ 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

オ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

カ 団体又はその代表者が市民税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者。

- キ 川崎市暴力団排除条例(平成24年川崎市条例第5号)第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有することのない者。
- ク 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75条)第23条第1項又は第2項の規定に違反しない者。

3 選定方法

- (1) 事業目的の理解度
- (2) 企画提案の内容
- (3) 事業実施体制
- (4) 事業費

4 担当部署

川崎市経済労働局労働・人材支援部
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
電話(直通): 044-200-2299
メールアドレス: 28roudou@city.kawasaki.jp

5 募集要領及び仕様書の公表

- (1) 公表日 令和8年6月23日(火)
- (2) 配布場所 本市ホームページに掲載するとともに、担当部署で配布も行います。

6 参加意向申出書の受付

- (1) 受付期間 令和8年6月23日(火)～令和8年6月29日(月)午後5時必着
- (2) 提出書類 参加意向申出書及び実績表

7 企画提案書等の提出

- (1) 提出書類 いずれもA4判で任意様式とし、PDFデータで1部提出してください。

ア 企画提案書

提案書は、表紙及び目次を除き20ページ以内とし、生活文化会館基礎調査その他業務委託募集要領に記載の評価基準を踏まえ、フロー図などわかりやすい表現となるよう留意の上、作成してください。また、提案書には、会社名、住所、氏名、ロゴマーク等、応募者を特定できる表示を一切付してはいけません。

イ 業務実施体制表

ウ 見積書

提出期限後は、企画提案書等の差替え、変更又は追加は認めません。なお、企画提案書の受領後、本市が必要であると判断した場合には、補足資料を求めることがあります。

- (2) 受付期間 令和8年7月14日(火)～令和8年7月21日(火)午後5時必着

8 使用する言語及び通貨

- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

9 契約書作成の要否
要する。

10 関連情報を入手するための照会窓口
4の担当部署と同じ。

11 その他必要と認める事項

(1) 業務規模概算額 14,498,000円(消費税額及び地方消費税額を含む。)

(2) 提案書の作成及び提出に関する提出者の費用負担の有無
企画提案書の作成及び提出に係る一切の費用は、参加者の負担とする。

(3) その他

ア 企画提案会(ヒアリング)は令和8年7月24日(金)を予定

イ 結果通知は令和8年7月30日(木)を予定

ウ 詳細については、生活文化会館基礎調査その他業務委託募集要領及び仕様書を参照すること